

初回申請者向け

# 西宮市新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

## しおり

(令和4年9月15日時点)

### 本支援金に対するお問い合わせ先

西宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター  
TEL : 0798-81-3486  
受付時間 : 9時から17時30分まで  
(土・日・祝日、令和4年12月29日～令和5年1月3日を除く)

※ 聴覚に障害がある方など、お電話によるお問い合わせが  
難しい方は、FAXにてお問い合わせください。  
FAX番号 : 0798-36-3078 【西宮市自立支援金担当宛て】

### 本支援金に係る書類郵送先

西宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 事務センター  
〒662-0912 西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム  
(注)各種書類は原則郵送で提出してください。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは】（以下「自立支援金」）  
新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮し、総合支援資金の貸付をこれ以上利用できない方を対象として、就労による自立を図り、また円滑な生活保護の受給へ繋げるために支援金の支給を行います。

支給額：一月ごとに以下の額を支給  
60,000円（単身世帯）  
80,000円（2人世帯）  
100,000円（3人以上世帯）

支給期間：最大3か月間

## 自立支援金の申請から決定まで

### ◆ 支給要件の確認

3頁及び4頁に記載の「自立支援金の支給要件」を確認してください。

### ◆ 自立支援金支給申請

必要書類を添えて、申請書を下記の郵送先まで送付してください。  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送のみ**受付けます。

#### 【郵送先】

【西宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 事務センター】  
〒662-0912 西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム

**申請期限：令和4年12月31日（土） ※当日消印有効**

### ◆ 自立支援金の審査

審査の結果、受給資格ありと判断した場合は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（様式2）」を交付します。

# 自立支援金の支給要件

申請時に以下の1～9のいずれにも該当する方が対象となります。

## 1、以下の①～⑤のいずれかに該当すること

注) ④、⑤は総合支援資金の再貸付を申請中または利用中である世帯を除きます。

- ①総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ②総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ③総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ④緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯
- ⑤緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を令和4年12月までに借り終わる世帯

## 2、世帯収入が、以下の収入基準額を超えないこと（下記の表1参照）

**表1**

世帯人数	収入基準額
1人	126,500円
2人	181,000円
3人	227,300円
4人	269,300円
5人	310,300円
6人	357,000円

※1 給与収入の場合→社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）

※2 自営業の場合→事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

ただし、事業収入が赤字の場合、事業収入は0円とします。

事業収入の赤字相当額はその他の収入と相殺できません。

※3 公的給付等（雇用保険失業手当、児童手当等各種手当、公的年金）→収入に含める

※4 20歳未満かつ就学中の子の収入→収入には含めない

## 3、資産（預貯金等）が、以下の金融資産額を超えないこと（下記の表2参照）

**表2**

世帯人数	金融資産額
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

※未成年の子の預貯金も含める

新型コロナウイルス感染症対応として、臨時的に支給等されている給付金等については上記要件2及び3の収入・資産には含めません。

これらに該当する収入がある場合は、その金額が確認できる書類を郵送してください。

(次頁に続く)

## （「自立支援金の支給要件」続き）

### 4、 今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかに該当すること

#### ① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（※2）に求職の申し込みをし、常用就職を目指し、以下の求職活動を行うこと

- ・ 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ・ 月1回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ・ 月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※1 国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」（令和4年4月26日付）により、当面の間、求職活動は上記の回数に緩和します。

※2 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動を希望される場合は、その窓口名などを事前に事務センターへ必ずお知らせください。

#### ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

- 5、 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- 6、 職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが受給していないこと
- 7、 生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが受給していないこと
- 8、 偽りその他不正な手段により再貸付等の申請を行っていないこと
- 9、 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

生活保護を申請された方はご注意ください

生活保護の申請をされた方については、本支援金を受給後に生活保護の受給が決定された場合に、本支援金と同額分、生活保護費が調整されます。

## 自立支援金の申請をするために必要なもの

- ① 申請書（様式1-1）※再支給申請の方は（様式1-4）
- ② 申請時確認書（様式1-2）
- ③ 申請時提出書類確認リスト（様式1-2②）
- ④ 以下の本人確認書類のうち**いずれか**を提出

**※全て郵送で提出**

- ・住民票の写し
- ・運転免許証の写し等の下記本人確認書類 【※1を参照】

※マイナンバーカードを提出する際は、個人番号を消した状態で提出してください

※保険証を提出する際は、被保険者等記号・番号等を消した状態で提出してください。

### 【※1】本人確認書類について

#### <1点でよい本人確認書類>

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カード・特別永住者証明書（有効とみなされる外国人登録証明書）、雇用保険受給資格者証など、顔写真付きの官公署発行の証明書

#### <2点必要な本人確認書類>

健康保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給者証、顔写真のない住民基本台帳カードなど

### ⑤ 収入関係書類

※世帯員のうち収入がある者についての、申請月の収入が確認できる書類の写しを**郵送**してください。

※申請日の属する月の収入が確実に推計できなければ、前月の収入に関する書類の写しを**郵送**してください。

※やむを得ない理由により郵送できない場合は、⑥の資産・収入申告書にその旨を記入してください。

### ⑥ 資産・収入申告書

### ⑦ 通帳の写し【初回支給申請の方は（ア）（イ）どちらも必要。再支給申請の方は原則（ア）のみ必要】

※電子的にのみ管理している場合（web通帳の場合）は、その画面の写しで可

（ア） 世帯員全員の、申請日時点で所有する全ての金融機関の通帳の写し  
（注意）**銀行名、支店番号、口座氏名、口座番号等がわかるページ、申請日から最低でも直近1か月間の記帳内容がわかるページ**を必ず送付してください。

（イ） 直近の緊急小口資金、総合支援資金の貸付又は再貸付の**借入状況がわかる金融機関の通帳の写し**

（次頁に続く）

## （「自立支援金の申請をするために必要なもの」 続き）

全て  
郵送提出

⑧ 下記の1、2、3のいずれかを郵送

1- (ア) . 公共職業安定所の窓口で、求職登録を行った方  
求職受付票（ハローワークカード）の写し

1- (イ) . 公共職業安定所の求職登録をオンラインで行った方  
オンライン登録画面の写し等の求職番号を確認できる書類

2. 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で、求職登録を行った方  
※提出物については事務センターまでご相談ください。

3. 受領印付きの生活保護申請書の写し

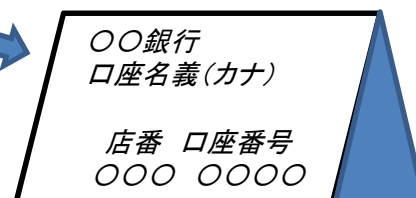
⑨ 振込先口座がわかる書類（⑦の書類と内容が重複する場合は省略可）

※電子的にのみ管理している場合（web通帳の場合）は、その画面の写しで可  
預金通帳の写しの該当部分（銀行名、支店番号、口座名義、口座番号等が  
わかるページ）を郵送してください。

⑩ 下記の1から5のうち、該当するいずれかを郵送

※提出できない場合には、申告書（様式1-3）を提出

※再支給申請の方は提出不要。



1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった方

→再貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可）

2. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった方

→再貸付の不承認通知の写し

3. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関に  
よる支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった方

→申告書（様式1-3）

4. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を受け終わった方（再貸付を申請中・  
利用中ではない）

→緊急小口資金の借用書（控）の写し及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）  
の写し（貸付決定通知書の写しでも可）

5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも利用しており、借入最終月で  
ある方（再貸付を申請中・利用中ではない）

→緊急小口資金の借用書（控）の写し及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）  
の写し（貸付決定通知書の写しでも可）

※なお、紛失等により郵送できない場合には、申告書（様式1-3）-（3）へ理由を  
記入し、郵送してください。

※社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、  
書類の再交付を受けること等は不要です。



## 自立支援金受給中の義務

受給期間中は、公共職業安定所の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

**なお、下記の義務の履行は、申請日より行ってください。**

国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」（令和4年4月26日付）により、当面の間、一部の義務を緩和します。

### ◆ 義務①

**毎月1回以上**、自立相談支援機関の支援員等による面談等の支援を受けてください。

なお、「自立相談支援機関相談確認書（様式4別紙）」を自立相談支援機関へ郵送していただいても面談等の支援を受けたとしてみなします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、できる限り郵送での対応をお願いします。

（郵送先は8頁に記載）

支援員と面談する場合は、「職業相談確認票（様式5）」を支援員へ提示して、公共職業安定所における職業相談状況を報告し、その他の求職活動の状況を「常用就職活動状況報告書（様式4）」を活用する等により報告してください。

### ◆ 義務② ※当面の間、「毎月2回以上」から緩和。

**毎月1回以上**、公共職業安定所の職業相談等を受けてください。

窓口の混雑緩和のため、面談については電話相談でも可能な場合があります。

公共職業安定所にお問い合わせください。

※地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等も認められる場合がありますので、その窓口名などを事前に事務センターへ必ずお知らせください。

### ◆ 義務③ ※当面の間、「原則週1回以上」から緩和。

**毎月1回以上**、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。

これはハローワーク等における活動に限ったものではないため、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。

※受給中、上記の義務を怠った場合、支給が中止になることがあります。必ず義務を守ってください。

※職業訓練を受講している方で、上記の義務の履行が難しい方は、事務センターまでご相談ください。

※受給中の義務に関する提出必要書類の郵送先は8頁に記載しております。

※生活保護申請中の方は上記の義務は対象外となります。

**生活保護の決定（却下を含む）は、西宮市福祉事務所の判断によります。**

申請を行った結果、受給の決定に至らなかった場合には、生活保護の申請が却下された月の翌月から上記の活動を行っていただく必要があります。

※西宮市が緊急事態宣言の対象地域になった場合には、

解除の翌月末までの間、ハローワークでの相談や企業への応募等の回数を緩和することがあります。緩和をする場合は、西宮市ホームページでご案内します。

## 受給中に必要な提出書類について

- ◆ **毎月5日までに**、下記（1）又は（2）のいずれかの書類を下記の郵送先まで**送付**してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送**してください。

### （1）生活保護を申請中でない場合

- ① 求職活動等状況報告書（様式4）
- ② 職業相談確認票（様式5）※当面の間、「毎月2回以上」から緩和。  
月1回以上、公共職業安定所にて職業相談等を行ったことの報告書
- ③ 常用就職活動状況報告書（様式6）※当面の間、「原則週1回以上」から緩和。  
月1回以上、求人先へ応募を行った又は求人先の面接を受けたことの報告書

### （2）生活保護を申請中である場合

- ① 求職活動等状況報告書（様式4）
- ② 受領印付きの生活保護申請書の写し

【郵送先】※受給後にお渡しする返信用封筒にて**郵送**してください。

【西宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 事務センター】  
〒662-0912 西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム

- ◆ 7頁の「義務①」 **自立相談支援機関相談確認書（様式4別紙）**の郵送先

下記の住所のいずれかに**郵送**してください。

【ソーシャルスポット西宮よりそい】（自立相談支援機関）  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階

【西宮市暮らし相談センターつむぎ】（自立相談支援機関）  
〒662-0913 西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内



## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、以下の書類を下記の郵送先まで送付してください。

送付書類 [ ①「常用就職届（様式7）」  
②「常用就職をしたことのわかる書類（雇用契約書の写し等）」

- ◆ 上記を郵送した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、**毎月5日までに**、下記の郵送先まで送付してください。

送付書類 [ ①収入申告書  
②給料明細書等（無い場合、収入状況を確認できる通帳の写し）

【郵送先】 提出は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送**でお願いします。

【西宮市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 事務センター】  
〒662-0912 西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労青少年ホーム

## 自立支援金を徴収する場合があります

自立支援金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給した自立支援金を西宮市が徴収するとともに、以降の自立支援金の支給も中止することとなります。

## 自立支援金を中止する場合があります

- ① 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談等、毎月1回以上の自立相談支援機関の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。  
※当面の間、求職活動回数を緩和します。詳しくは7頁をご覧ください。
- ② 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（西宮市の場合、申請時の収入基準額と同額）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ③ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ④ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ⑤ 受給者又は受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給を中止します。
- ⑥ 受給中に生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ⑦ 受給中に職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止します。
- ⑧ 受給中の義務が履行されない又は西宮市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- ⑨ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。  
※支給を中止する場合には、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（様式8）」を交付します。

### 【発行元】

西宮市役所 厚生課 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当  
住所：西宮市六湛寺町10番3号